

平成30年3月15日
調達契約課

平成30年4月の経営事項審査の改正に伴う四日市市発注工事に係る格付けの取扱いについて

経営事項審査における審査基準の改正（平成30年4月1日施行）に伴い、平成30年度並びに平成31年度の四日市市発注工事に係る格付けにおける取扱いを、下記のとおりとします。

記

1 格付けにおける取扱い

(1) 平成30年度格付け

再審査の経営事項審査結果を、平成30年度の格付けには反映しません。

(2) 平成31年度格付け

再審査の経営事項審査結果を、平成31年度の格付けとして義務付けしません。（任意受審）

旧経審基準による審査結果も、平成31年度の格付けにおける有効な経営事項審査結果とします。

《参考》

○平成30年度格付け (H30.6.1～H31.5.31)
審査基準日の対象範囲 (H28.10.1～H29.9.30)

○平成31年度格付け (H31.6.1～H32.5.31)
審査基準日の対象範囲 (H29.10.1～H30.9.30)

2 その他

経営事項審査制度改正による再審査申立ての内容については、それぞれの許可行政庁にお問い合わせください。

以上